

今年(二〇二〇年)は青色申告会発足七〇周年を迎えます。



春めき桜(南足柄市)

撮影 広報委員



一般社団法人
 保土ヶ谷青色申告会
 〒240-0044
 保土ヶ谷区仏向町154-2
 ゴトービル2F
 TEL 045-442-7201
 FAX 045-442-7251
 発行人 平井 武男
 編集 広報委員会

確定申告早期提出へのご協力ありがとうございました。

所得税確定申告 2,569 件 消費税確定申告 214 件 ※3月16日までの件数

e-Tax代理送信

今年も、東京地方税理士会保土ヶ谷支部の税理士の先生方のご協力のもと代理送信を行いました。ありがとうございました。

代理送信件数 906 件
(所得税 810 件・消費税 96 件)



e-Taxで送信された方(税務署での送信・代理送信を含む)へ

確定申告をe-Taxで送信した翌年は青色申告決算書・確定申告書等は送付されません。申告会事務所、出張会場に決算書等備え付けてありますので必要な方はお持ち帰りください。



令和元年分の確定申告振替納税ご利用の方へ

口座振替日は下記の通りです。必ず前日までに振替口座と残高をご確認ください。残高不足等で振替不能となった場合は現金で納付する必要があります。また延滞税が掛かります。ご注意ください。

所得税 令和2年5月15日(金) 延納分 6月1日(月)
消費税 令和2年5月19日(火)

※コロナの影響で行事に変更する場合があります。変更の場合はホームページ上にてお知らせ致します。

令和2年度分会費は6月3日(水)に引落になります。詳細は5ページをご覧ください。

税のカレンダー

申告期限・納付期限を確認!



個人事業主にかかる主な税金です。それぞれ申告期限・納付期限は異なります。申告や納税の期限を過ぎると、延滞税や加算税などがかかる場合があります。こまめにチェックして、早めに手続きしてください。

| | 月 | 日 | 国 税 | 日 | 地 方 税 | |
|-------------------|-----|-------------------|-----------------------------------|------------|--|--------------------------------|
| 2020年 | 4月 | | | | | |
| | 5月 | 15日 | 所得税 振替納付日 | 7日 | 固定資産税・都市計画税(第1期) 償却資産税(第1期) | |
| | | 19日 | 消費税 振替納付日 | | | |
| | 6月 | 1日 | 所得税延納分 納付期限 | 1日 | 軽自動車税 自動車税 | |
| | | | | 30日 | 個人住民税普通徴収(第1期) | |
| | 7月 | 10日 | 源泉所得税納付期限(納期の特例 前期) | | | |
| | | 15日 | 所得税 予定納税減額申請期限(第1期) | 31日 | 固定資産税・都市計画税(第2期) 償却資産税(第2期) | |
| | | 31日 | 所得税 予定納税納付期限(第1期) | | | |
| | 8月 | 31日 | 消費税 中間申告期限(年1回) | 31日 | 個人事業税(第1期) 個人住民税普通徴収(第2期) | |
| | 9月 | | | | | |
| | 10月 | | | | | |
| | 11月 | 16日 | 所得税 予定納税減額申請期限(第2期) | 2日 | 個人住民税普通徴収(第3期) | |
| 30日 | | 所得税 予定納税納付期限(第2期) | 30日 | 個人事業税(第2期) | | |
| 12月 | | | | | | |
| 2021年 | 1月 | 20日 | 源泉所得税納付期限(納期の特例 後期) | 4日 | 固定資産税・都市計画税(第3期) 償却資産税(第3期) | |
| | 2月 | | | 1日 | 個人住民税(第4期) 給与支払報告書 提出期限 償却資産税 申告期限 | |
| | 3月 | | | | 1日 | 固定資産税・都市計画税(第4期) 償却資産税(第4期) |
| | | 15日 | 所得税・贈与税 申告期限 | 15日 | 個人住民税 申告期限 | |
| | | 31日 | 消費税 申告期限 | | | |
| 給与から徴収した月の翌月10日まで | | | ・源泉所得税(納期の特例適用外) ・個人住民税(特別徴収分) | | | |

注意

- 地方税に関する納付期限は都道府県または市区町村により異なる場合があります。
○申告及び納付期限は変更される場合があります。管轄の税務署・都道府県・市区町村からの通知書・納付書等をご確認ください。

確定申告・消費税申告について

申告会では、1月下旬より随時、確定申告書の受付をしています。2月16日以前でも提出できますのでお早目にお越しください。出張会場も同様に受付をしています。

申告に備えてマイナンバーカードに交換しましょう。詳細は事務所へお問合せください。

確定申告で納付した税金の処理は？

| | 納税の場合 | 還付の場合 |
|-----|---------------------------|--|
| 所得税 | 経費になりません。 事業主貸で処理をします。 | 収入になりません。事業主借で処理をします。 還付加算金は確定申告で雑所得にします。 |
| 消費税 | 税込経理方式 (税抜経理方式は処理が異なります。) | |
| | 租税公課として処理をします。 ※不課税 | 還付金は雑収入になります。 ※不課税 |

納付した税金は経費になる？ ならない？

| ○経費になるもの | 租税公課 (必要経費) | ×経費にならないもの | 事業主貸 |
|---|-------------|---|------|
| <ul style="list-style-type: none"> 申告した消費税(税込経理方式の場合) 個人事業税 ・印紙税(収入印紙) 事業用車両の自動車税 ・償却資産税 固定資産税(都市計画税) 店舗や事務所に使用している固定資産 不動産貸付物件(土地・建物) ※事業用と家事用を共用の場合は 事業割合により按分が必要です。 | | <ul style="list-style-type: none"> 所得税 ・予定納税 住民税(市・県民税) ・源泉所得税 相続税 ・贈与税 ・法人税 延滞税 ・加算税 交通違反の反則金 ・過料 ・科料 事業に使用していない車両の自動車税 事業に使用していない建物等の固定資産税 | |

| 青色申告の場合 保存が必要なもの | | | 保存期間 |
|------------------|--------------------------------------|--|------|
| 帳簿 | 仕訳帳、総勘定元帳、現金出納帳、売掛帳、買掛帳、経費帳、固定資産台帳など | | 7年 |
| 書類 | 決算関係書類 | 損益計算書、貸借対照表、棚卸表など | 7年 |
| | 現金預金取引等関係書類 | 領収証、小切手控、預金通帳、借用証など | 7年 |
| | その他の書類 | 取引に関して作成し、又は受領した上記以外の書類(請求書、見積書、契約書、納品書、送り状など) | 5年 |

会計ソフトブルーリターンAご利用の方は帳簿の印刷と繰越処理!

申告会で申告書を完成させた方は、必ず、データの復元を行ってから処理を行ってください。

1 総勘定元帳の印刷 令和元年分の帳簿の印刷をします。

2 3 帳簿入力 → 総勘定元帳 → 全科目 → 確定 → 現金の帳簿が表示される → 印刷(F1) → 科目単位にチェック → 選択したすべての科目を印刷するにチェック → 実行

※インクや用紙を十分に用意して、時間に余裕のある時に印刷してください。



2 令和元年分(会計年2019)のデータのバックアップをします。

① 5 1 データのバックアップ → USBメモリ等にバックアップ → 実行

※USBはハードウェアの安全な取り外しの処理またはシャットダウンをしてからパソコンから取り外しましょう。処理をせずに取り外すとパソコンの壊れる原因になります。ご注意ください。

3 翌年への繰越処理をします。上記のすべての処理が済んでから実行してください。

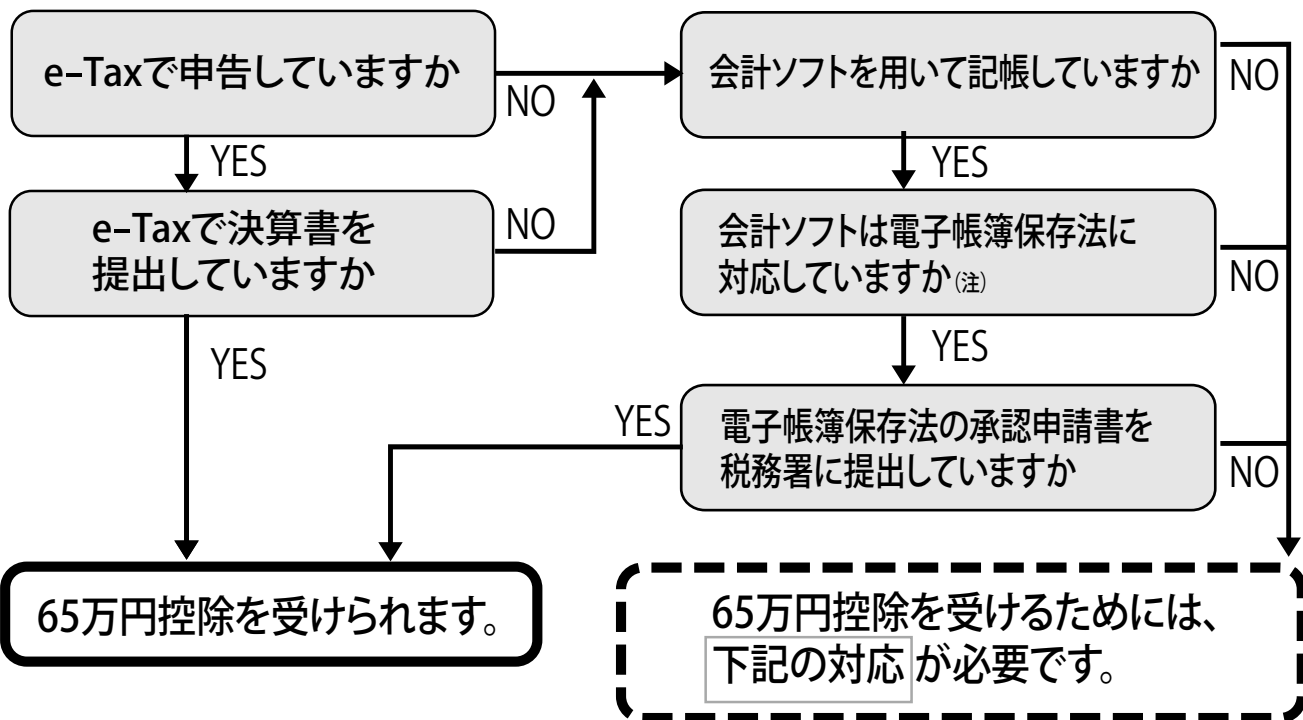
8 1 翌年への繰越処理 → 参照先の会計期間が 2019/01/01~2019/12/31 になっているか確認 → 繰越先の会計期間が 2020/01/01~2020/12/31 になっているか確認 → 実行 → はい → OK

4 会計年が2020に切り替わったのを確認して今年の入力を開始してください。

令和2年分の所得税確定申告から

65万円の青色申告特別控除 の適用要件が変わります!!

● 令和2年分申告で65万円の青色申告特別控除を適用するためのフローチャート



以下のいずれかの要件を満たす必要があります。

- e-Taxを利用して申告書及び青色申告決算書を提出する。
- 電子帳簿保存法に対応する会計ソフトを用いて記帳し、かつ、電子帳簿保存の承認申請書を税務署に提出する(令和2年分に限っては令和2年9月30日まで提出可)。

e-Taxによる申告(電子申告)又は電子帳簿保存への移行はお早めに!

(注) 電子帳簿保存法の対応要件は、国税庁ホームページ「電子帳簿保存法関係」をご確認ください。その他の内容についても、詳しくは、「国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)」をご確認ください。

会計ソフト「ブルーリターンA」をご利用の方へ

会計ソフト「ブルーリターンA」は電子帳簿保存の承認申請書が提出できます。提出されていない方は申告会事務所へお問い合わせください。

第23回 定時総会のご案内

日時 令和2年5月26日(火) 開会 午後3時00分
場所 ホテルザノットヨコハマ

- * 総会終了後、懇親会を5時30分より開催します。なお、懇親会費は3,000円です。
- * 総会に出席の方は出席票を、また、欠席される方は委任状に記名・押印の上ご提出ください。
なお、既に確定申告の際にご提出の方は必要ありません。
お手数をおかけしますが、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。
- * 議案の内容は、5月7日(木)～5月15日(金)まで本会事務所へ備え置きますので閲覧を希望の方はご連絡ください。また、ホームページにも掲載しますのでご覧ください。

5月26日(火)は定時総会の開催のため事務所を午前中で閉めさせていただきます。

※コロナの影響で行事が変更する場合があります。変更の場合はホームページ上にてお知らせ致します。

会費についてのお知らせ

令和2年度分(令和2年4月～令和3年3月分)会費は
6月3日(水)に引落になります。

正会員 20,000円 準会員 3,000円

引落口座の残高の確認をお願いします。

令和2年4月1日時点で当会に在籍していると年会費が掛かります。お引落の会費はご返金できませんのでご了承ください。

労働保険のお知らせ

令和2年度・労働保険(労災保険・雇用保険)の年度更新期間は
6月1日(月)～7月10日(金)です。

労災保険と併せて石綿健康被害救済のための一般拠出金も申告・納付となります。
正しい申告のために・・・早目にご準備を

お問い合わせ 神奈川県労働局 総務部 労働保険徴収課
TEL 045-650-2802 又は 045-650-2803

- * 保土ヶ谷青色申告会で労働保険を委託されている方の労働保険料の口座振替日は別途、労働保険料納入通知書で保険料等の通知をいたします。

ご加入受け付け中

当会は労働保険・一人親方保険のお取り扱いをしています!(別途組合費が掛かります。)
詳細をお聞きになりたい方、加入を希望の方は労働保険担当 吉野までご連絡ください。

TEL 045-442-7201

今年度の会報は4月・6月・8月・10月・12月・1月の月上旬に配布予定です。

会員増強にご協力をお願いします！開業された方や、ご入会されていない個人事業主の方をご紹介ください。粗品進呈！

◇出張個別記帳指導会のお知らせ(予約不要)◇

日程 4月14日(火)・5月12日(火)・5月21日(木)・6月11日(木)・6月30日(火)
場所 JA横浜 瀬谷駅前支店 ※駐車場は利用できません。
指導受付時間 午前9時30分～11時 午後1時～3時 申告会事務所と同じ手続きが出来ます。
*4月14日(火)は所得税・消費税の申告指導はできませんのでご了承ください。

◇日曜日個別指導会(予約制)◇

減価償却の計算、記帳でお悩みの方など、ご希望の方は開催日1週間前までにご予約ください。

日程 5月31日(日) 6月21日(日) 7月19日(日)
場所 申告会事務所
指導受付時間 ①9:00 ②10:00 ③11:00 午前のみ1人1時間となります。

- 定員になり次第、予約の受付は終了しますのでお早めにお申込みください。
- ご予約いただいていない方は指導できません。
- 当日キャンセル、無断欠席をされた場合は以後予約いただけません。
- ご予約の無い開催日は指導会を行いません。

◇会計ソフト『ブルーリターンA』個別指導会(予約制)◇

入力は順調ですか？
記帳から申告まで「ブルーリターンA」をスムーズに使っていただけるように個別の指導会を行います。購入も出来ます。
ご希望の日時をお申し込みください。

日程 6月22日(月)～26日(金)
いずれか1日の1時間程度
場所 申告会事務所
指導受付時間 午前9時～11時 午後1時～4時

| | | | | |
|----------------|-------|-----------------|--------------------|-------|
| 26日(火) 定時総会 | 5月の行事 | 17日(金) 財務委員会 | 16日(木) 広報委員編集会議 | 4月の行事 |
|----------------|-------|-----------------|--------------------|-------|

訃報

謹んでご冥福をお祈りいたします。

- 平成三十一年
 - 月野 道義(配偶者)美容業
四月六日 七十九才 瀬谷区
 - 令和元年
 - 青木 進(事業主)不動産貸付
八月十二日 六十七才 旭区
 - 塩澤 実(事業主)古紙回収
九月二十八日 六十八才 旭区
 - 岩田 ふぢ(配偶者)不動産貸付
十月二十一日 九十四才 旭区
 - 野田 昭生(事業主)不動産貸付
十一月四日 九十二才 旭区
 - 花澤 貞夫(事業主)理容業
十二月九日 七十二才 旭区
 - 藤田 巳千子(事業主)不動産貸付
十二月三十一日 九十九才 保土ヶ谷区
 - 令和二年
 - 宮城 孝(事業主)コンサルタント
一月十四日 八十三才 保土ヶ谷区
 - 岩田 弘(事業主)不動産貸付
一月二十七日 九十四才 旭区
- ☆事業主・配偶者・専従者が亡くなられた時に
会より弔慰金が給付されます。お近くの班長
または事務局まで早急にご連絡ください。

事務局からお知らせ

今野由美職員は令和二年二月二十九日付
で退職いたしました。

お知らせください！

転居や廃業をされた方、変更のある方は申告会事務所までご連絡ください。税務署への届出も申告会でお手続きできます。

退会をご希望の方は退会届をご提出いただかないと会費が掛かります。

指導受付時間 午前9時～11時 午後1時～4時 業務終了時間 午後5時 ※土・日・祝日は休み